

教室

地方分権改革を進めるに
は、受け皿となる地方自治体
の行政体制の整備がカギを握
るといつても過言ではない。
そうした体制整備を進めるに
は、マネジメント(経営管理)
とガバナンス(統治)のため
のシステム構築が不可欠にな
る。その際、自治体内部の組
織改革と、自治体外部からの
監査機能の強化を図る必要が
ある。総務省の研究会や政府
の地方制度調査会(首相の諮
問機関)は、最近この二つの
問題に取り組んでいる。本稿
ではこれらの議論を踏まえ、

石原 俊彦

関西学院大学教授

- ポイント**
- ・経営管理、統治両面で自治体の体制整備を
 - ・自治体の監査機能強化、内部統制と両輪で
 - ・監査とコンサルティングの違い踏まえよ

部監査強化を

ており、全国の自治体が取り
組んできた行政改革の手法
は、内部統制の概念で体系的
に整理されることになる。

これまで内部統制は、自治
体以上に民間企業で議論され
てきた。金融商品取引法は上

シス템構築を通じた予防に
努めねばならない。

報告書は、住民の税を財源
にサービスを提供する自治体
の性格を踏まえ、一般的には、
事務の原則である業務の有効
性及び効率性の追求が、最も
重要な内部統制の目的である
としている。また、業務の有
効性及び効率性を図る前提と
して法令等の順守に言及する
一方で、住民サービスの財政
的な裏付けとなる財務報告の
信頼性と資産の保全を必要条
件としている。

して予防的な経営管理を実践
する重要性に付言している。
自治体では以前から、自然災
害などをリスクと認識し、そ
の事後的な対応をリスクマネ
ジメントと考える傾向が強か
った。だが今後は、内部統制
の四つの目的達成に関するリ
スクや不確実性を、自治体が
その置かれた状況で詳細に勘
案・分析し、予防的なリスク
構築することが求められる。

報告書をまとめた総務省の
研究会には筆者もメンバーと
して参加したが、首長のトッ
プマネジメントで構築される
内部統制だけでは、自治体の
自治体の監査体制など、課題
は相当にある。

行政整備は十分とはいえない
と考えられる。その限界を補
完するのが、ガバナンスとし
ての監査機能である。ところ
が、この自治体の監査機能に
ついて、わが国での制度設
計がまだ十分とはいえない、

地方財政健全化法では連結
実質赤字比率など四つの健全
化判断比率の中でどれかが早
期健全化基準以上となつた場
合に個別外部監査契約に基づ
く監査が求められるなど、地

査と包括外部監査人監査とい
う二つの外部監査が存在する
ことになる。

逆に監査委員の外部性・独
立性が高まれば、内部監査に
携わる主体がなくなるという
問題も生じる。監査事務局は
監査委員の補助機関とされる
ため、監査事務局に内部監査
の機能を担わせることができ
ないからだ。内部監査は、内
部統制の重要な構成要素であ
り、内部監査の欠如は、内部
統制の構築においても看過で
きない。

そのほかにも、監査委員の
選任方法、議選監査委員の独
立性、監査委員や事務局職員
の専門能力と実務経験、中小
自治体の監査体制など、課題
は相当にある。

分権の推進に不可欠

えて、自治体監査制度の見直
しで必要なのが、権威ある機
関による「自治体監査基準」
の設定である。現在、自治体
と監査委員が集まつた任意団
体が独自に定めている監査基
準は、住民の目に直接触れる
ことはない。どのようなプロ
セスで設定されたかも不明確
である。しかも、その内容は、
会計規則等への準拠性を過度
に重視し、企業監査で一般的
な内部統制やリスクが大きい
ほど監査の度合いを強めると
いうリスクアプローチの考え方
方が十分ではない。監査要点、
監査証拠、監査人の正当な注
意などの監査の基礎概念も導
入されていない。上記の総務
省報告書でも、これら監査基
準の妥当性について定期的な
検証を求めている。

監査制度を支える監査基準
は、社会的公器であり、公開
が前提である。公認会計士が
金融庁企業会計審議会の「監
査基準」に準拠するように、
制度としての監査には、品質
維持や責任限定の観点から、
監査基準が厳密な議論を経て

両者にかかる現状と課題を
考察したい。

經濟

総務省の「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」は今年三月、報告書「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革」を公表した。これは、自治体内部の組織改革を推進する方策として、内部統制の構築を求めたものだ。自治体内部統制には、業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性、資産の保全、法令等の順守（コンプライアンス）という四つの目的があり、内部統制の整備・運用を図ることで、行政改革や地方分権改革を進める上で、最も重要な住民の信頼を得ることに大きく寄与する旨を指摘している。

地方自治法が定めるマネジメントの要件が内部統制の概念と枠組みを用いて整理され

場企業などに対し、財務報生の信頼性を担保する目的から、民間企業並みの内部統制の時用を求めていた。自治体にも時代が到来しているわけだ。

自治体にも内部統制の構築が求められる背景には、首長や職員による不祥事の頻発によって、住民の行政に対する信頼が失墜し、分権改革の推進を妨げているという認識がある。不祥事を起こす自治体で、分権改革推進の前提となるローカルガバナンスを実現することなど不可能である。首長は、職員にモラル（意識改革）を求めるだけではなく、

自治体監査基準設定のポイント

- ・監査概念の明確化
検査、審査との区別を明らかに
 - ・監査目標(監査要点)の具体化
 - ・効率的な監査の実施
内部統制概念の導入
 - ・戦略的な監査の実施
リスクアプローチによる監査
 - ・ＩＴ環境への対応
システム監査の手法の導入

ただし、それでも問題は残る。例えば、「外部監査の二重構造」だ。都道府県、政令指定市、中核市には、監査委員とは別に、包括外部監査人による外部監査が制度化されている。今後、地方制度調査会の議論のように監査委員監査が外部監査としてより明確に位置付けられるならば、都道府県などには、監査委員監

計士や監査法人と連携して、自治体の決算書監査、有効性や効率性の監査を行うようになった。これは、社会制度としての監査のあり方を示す先例として、日本の自治体監査に関する制度設計を進めていく際にも有益であろう。

設定は、その核となる取り組みである。自治体に民間企業並みの内部統制構築が要請されるいま、自治体監査にも、図に示すような民間企業並みの「自治体監査基準」の設定が求められている。

場企業などに対し、財務報告の信頼性を担保する目的から、経営者に内部統制の整備と運用を求めており、自治体にも民間企業並みの内部統制の持

自治体の外

自治体の公会計改革は、総

という問題がある

方自治に関する監査への期待は大きい。しかし、それは程度として確立され、一定の質が保持され、監査人の責任範囲は明確化されているところ監査機能の本質を正しく解したものではない。任意で実施され、制度的な責任を負わない経営診断やコンサルティングと監査機能の相違さえ、十分に考慮されていないといわざるえない。

という問題がある。

自治体の監査は現在、監査委員とその補助機関である監査事務局が担っている。監査委員監査に関しては、「時におかげざり」と揶揄（やゆ）されてきたが、〇七年にはじまつた第二十九次地方制度調査会で、その機能を専門性、独立性の観点から強化する議論が行われている。専門性が高まり、首長からの独立性が向上

究会を活用した「自治体監査基準」の設定を提唱したい。監査委員が「自治体監査基準」に準拠することで、一定の監査水準が保証されよう。また監査委員には将来、訴訟で訴えられた場合でも、正当な注意を行使して「自治体監査基準」に準拠したことを立証すれば、自己の正當性を担保できるメリットもある。

設定されなければならない。
そこで筆者は、地方財政審議会などの政府の審議会・研

信頼向上へ体制整備急げ

地方制度調査会の議論に加

いしはら・としひこ
生まれ。関西学院大卒、同博士。
専門は監査論・行政経営
60年